

第2回定例会質疑

2018. 6. 20

(堤 県議)

上程議案に対する質疑を行います。

まず、日田彦山線の復旧について、先般「鉄道軌道整備法の一部改正法案」が国会で可決されました。一部に問題はありますが、赤字路線が激甚災害等の大規模災害を受けた場合に、一定の要件を満たせば黒字の鉄道事業者でも補助できる制度です。

しかし復旧するかどうかは事業者の判断となっています。先日の報道では、大分・福岡両県とJR九州のトップによる「復旧会議」が開催されています。その後の関係者協議では「自治体側と復旧後の運行維持政策も条件とするJR九州側との折り合いがつかない」とありましたが、知事の現状での認識と、改正鉄道軌道整備法の成立により、どのような変化が起きてくると考えているのかについて、答弁を求めます。

(知事)

日田彦山線復旧について質問頂きました。

日田彦山線復旧会議では、被災した日田彦山線の「鉄道で復旧するための方策」と、こちらはJR九州が求めています「継続的な運行の確保」の2つの事項について議論しています。

4月の初回会議において、私からは、住民の方が強く希望する早期復旧に向け、1日も早く工事に着手してほしいということをお願いしました。このため、「鉄道で復旧するための方策」に関する検討が終われば、「継続的な運行の確保」の検討を待たずに復旧に着手してもらいたいと考えています。

一方JR九州からは、運行事業者の立場として、復旧する以上は継続して運行することが重要であり、復旧の議論と併せて行いたいとの意向が示されています。

意見が分かれている状況ですが、まだ議論が始まったばかりの段階であり、お互いの意見をよく調整して合意形成を図りたいと考えています。

そんな中、今月15日に鉄道軌道整備法の改正案がようやく国会で成立しました。これにより、黒字企業であっても赤字路線に対して国が補助できるようになります。国が復旧費用の4分の1を支援できるようになれば、復旧の追い風になるものと考えています。

今後国において、補助の交付基準を具体的に定めることとなりますが、この中では復旧後の鉄道について、長期的に運行を確保するための計画を、鉄道事業者が作成することが要件となる方向で検討されていると聞いています。

また交付基準では、関係自治体が共同して補助を行うことも規定される方向と聞いており、この場合には、本県もある程度の負担を覚悟しておかなければ

ならないと思っています。

今後も、沿線の福岡県と連携を密にしながら、復旧会議での結論をなるべく早く得て、日田彦山線が早期に復旧できるよう、取り組んでいきたいと思っています。

(堤 県議)

是非それは早急に進めて頂きたいと思います。

鉄道軌道整備法の改正が国土交通委員会の中で審議をされました。その法律の中、付帯決議の中にこの一文が入っています。「経営判断の主体性にも十分配慮して」という一文が付されたのは「事業者が経営を理由に復旧しない、または地元負担を増やす」という事も考えられるという議論が委員会の中で白熱しました。

これまでJRと沿線住民は利用促進策についても協議しながら様々な取り組みをしてきたと思います。やはり復旧をそういう形で維持策を示せと自治体に迫るのは、私とすれば不誠実ではないかと思います。この件について知事としてどのように考え、付帯決議についてどのような対策をとると考えているのかお尋ねします。

(知事)

なかなか難しい問題ですが、JR九州が誕生する時、国鉄分割誕生したわけですが、そういう時にも議会でやっぱりそれぞれの会社は、それぞれの地域のニーズに合った形でちゃんとサービスするよという付帯決議もあるわけです。

時間は経ちましたがそのこのところの基本的な考え方は変わってないではないかなと思います。したがって、いくら株式会社になったとはいえ、やはり地元の通勤や通学や生活やそういったもののニーズに応えられるJRであるべきだということは変わらないと思います。我々もその点は十分にふまえて議論をしていきたいと思っていますところ。

これまでの議論でもそのこのところはJR九州も誠実に対応してくれてるんじゃないかと思っていますところ。

(堤 県議)

では観光振興とJRの減便等についてに移ります。

今回、「だれもが安心して暮らせる大分県を作る会」など3団体は、駅の無人化方針の撤回や減便を見直すことを求める署名活動を始めています。県でも減便による影響調査をし、「帰宅時間が遅くなった」、「ビジネスや観光振興に影響が出る」など、72項目もの「利便性の低下等」の意見が寄せられています。知事は先の定例会で「公共交通機関としての役割を担う以上、JR九州は安全性・利便性に対する県民ニーズを十分に踏まえるべき」と答弁しています。

またこれからの観光振興等のためにも、無人化の中止と減便撤回を求めるべきと考えますが答弁を求めます。

(知事)

本県で運行される J R 九州の 4 つの鉄道路線は、いづれも日常生活や経済活動において大きな役割を担っており、路線の維持が最も重要だと思っています。

一方で、人口減少や他の交通機関との競合等による利用者の減少により、J R 九州が路線の維持を行う環境は厳しさを増していると認識しています。

こうした状況で行われた、ダイヤ改正による減便や、スマート・サポート・ステーションの導入は、路線維持のための J R 九州による経営努力の一環であると受けとめています。

しかし、公共機関としての役割を担う以上、J R 九州は利用者である県民のニーズを十分に踏まえることも重要だと考えます。

このため、ダイヤ改正やスマート・サポート・ステーションの導入にあたっては、路線維持のための効率化と、利用者の安全性・利便性の確保を最大限両立させ、その上で、利用者に対して十分に説明する等、心配や懸念を最小限にしながら、丁寧に進めてもらいたいと考えています。

県では、これまで県民の代表として、その声を J R 九州に直接届け、ニーズに合った輸送サービスを提供することや、利用者への丁寧な対応を求めてきました。

今般のダイヤ改正では、利用実態を全市町村及び全高校に確認し、支障が生じている事例について、その改善を求めました。これを踏まえて J R 九州では、一部のダイヤを来月見直す旨を発表しました。県民のニーズを一部反映するものではありませんが、これではもちろん不十分であり、引き続き改善を求めています。

また、スマート・サポート・ステーションについては、安全性を確保しながら進めることが重要です。障がいのある方からは、不安の声があると承知していますが、同様の仕組みは、九州以外の路線でも多く導入されています。J R 九州には、今後のスマート・サポート・ステーションの対象駅拡大にあたり、先行事例の状況や利用者の意見を確認しながら、丁寧に進めることを求めたいと思います。

今後も J R 九州と連携し、鉄道路線の維持のため、しっかりと対応してまいります。J R 九州にもそういう気持ちで、地域のニーズをしっかりと汲み取ってもらいたいと思っています。

(堤 県議)

S S S の関係で実施駅、または他の駅の状況を考えると、これは S S S が導入された駅について、障害を持っている方または高齢者の方々は、利便性が悪いということで、別の交通手段に代替をする可能性もあるわけです。ですから、

現在使っている方々の声は健常者の方の声が多いというふうに憶測される。

元々障がい者の方々が使ってるのを、使えないから行かないというふうにならないよう本来はしなければならない。

その為には、SSSというのは安全性の確保からみてもどうかと。でなければ障がい者団体の方々が署名行動まで起こさないとと思う。

そういう点では障がい者の方々の声もJR九州はよくよく聞いて、その声を反映させていくという事が大事だと思いますし、先日の報道でJR九州は減便の復活はしないと、一部ダイヤの改正はしますと公表しているんですが、これでは利便性とは正反対の立場というふうに思うんですけど、県としてどう考えているのか、また住民の理解を得る努力をJRに求めるべきだと思うのですが、その点について再度お伺いします。

(知事)

SSSにつきまして、今お話がありましたように障がいのある方が、ずいぶん心配しておられますから、その所の心配をよく聞いて、対応しなければと思っています。

それから今、我々が要求していることに対しまして、JRの方から色々話がぽつぽつ出ますけど、まだ私どもとしては話し合いの最中だと思いますし、一部改善できるものは急いで改善しましょうといった段階でありますので、全体を見通しながらお互いに誠実に話をしていくことが大事かなと思っています。

(堤 県議)

是非そういう立場で頑張って頂きたいと思います。

続いて教職員の定数拡大についてです。

今回の条例改正では県立学校職員定数が45人減り、市町村立学校県費負担教職員が67人減ります。この5年間で、県立学校で187人、小中学校で363人の減で、いくら児童生徒数の減少を理由に定数を削減するのではなく、少人数学級の拡大に振り向けるべきと考えます。文科省でも「生徒指導面の課題が複雑化・多様化し、学級の秩序が確保できなくなる事態も生じるなど、40人では学級経営が困難」と提言しています。自治体によっても学級編制も弾力化されている以上、国に先駆けて少人数学級の拡大をすべきではないかと思えます。

また、教員の病気休職者数も、2008年から2018年5月までで、延べ1,066人、精神疾患は延べ723人で全体の67.8%を占めています。これは多忙化や長時間勤務などが大きく影響しているものと考えられます。これまで痛ましい過労死も事故も起きています。第1回定例会の質問で教育長は、タイムレコーダーを導入だとか3割縮減だとか、様々な答弁していますが、教職員の負担を認めているのであれば、抜本的な解決は定数拡大だと考えますが、併せて答弁を求めます。

(教育長)

教職員の定数についてお答えします。

少人数学級の拡大ですが、本県においては、小学校1・2年生と中学校1年生に30人学級編成を導入し、さらに学校の規模や不登校等、学校の状況に応じて加配も含めて定数を配分している。

学校現場ではこれらも活用してティーム・ティーチング、習熟度別少人数指導など、柔軟に学習グループを編成しての少人数によるきめ細やかな指導が行われており、こうした学年段階や児童生徒の習熟度等に応じた少人数指導を進めているところです。

定数拡大についてですが、いじめや不登校など学校が抱える課題が複雑化・多様化する中、本県では課題解決に向けて、国の定数配分が減少していく一方で、県単独教職員・市町村単独教職員を多数配置してきました。

少人数学級の拡大や子どもと向き合う時間の確保に向けた学校における働き方改革の推進には、国の配分定数の充実が不可欠だと思っています。このため教職員定数の充実と安定的な配分を本年度も国への政策提言において要請したところである。

(堤 県議)

その答弁はこれまで過去同じことを繰り返し言われてきた中身ですよ。それは分かっています。国に対して求めるのは当たり前のことです。ただそういう中で、他の県も市町村でも、先生を増やしてきている。少人数学級を実現していこうという気持ちがあるわけです。そういう点で、少人数指導じゃなくて、少人数学級そのものの学習能力の問題・先生の負担の問題、定数を増やして少人数学級の方が確かにそういう向上があるという認識は一緒でしょ。再度答弁ください。

(教育長)

その認識という事はどういう意味かと、なかなか理解しにくいところもありますけれど、我々としても学校現場におけるいろんな状況に応じて、出来るだけ教職員は増やしていきたい。多忙化に対していろんな手を打とうということで、今年度もスクールサポートスタッフだとか、部活動指導員の導入とか、いろんな形で国が制度を設けたり事業を設けていることに出来るだけ積極的に受け入れて、この多忙化解消にも努めておりますし、またそれがひいては子ども達の学習力・体力、それから学力の向上にも繋げていけるというふうに認識をしております。

(堤 県議)

ぜひ県独自でも、確かに予算はかかるでしょう。しかし将来の大分県を担う

子ども達の教育ですから、そういう点ではぜひ少人数学級を進めていきたいと。一方の議論では、地域に行くと 20 人とか 10 人しか居ないという議論はあります。しかしそれ以外の地域でも 40 人定数の所は多い。高校も含めてそうです。そういう点ではその分含めて少人数学級の拡充を県としても中心に置いて、ぜひ実施して頂きたいと思います。

次に臨時講師の学級担任としての配置について。

臨時講師による学級担任については以前から議会で取り上げてきましたが、2018 年度は、小・中・義務教育学校で 3909 学級中、臨時講師による学級担任は、約 1 割の 402 人となっています。教育長はこれまでの議会での答弁で、学級担任への正規教員の配置について、「学校における種々の教育課題に的確に対応するには、組織的な対応とともに、正規教員の果たすべき職責は大きく、学級担任には原則として正規教員を配置することにしている」と言っています。この答弁と約 1 割の臨時講師を学級担任として配置するという事は矛盾していると考えますが、答弁を求めます。

(教育長)

臨時講師の学級担任としての配置についてお答えします。

正規教員の産育休、病休などの代替として配置される場合や、正規教員が教務主任や生徒指導主事を務めており、他に学級担任となる正規教員が不足する場合などには、臨時講師が学級担任となっているが、原則として、学級担任には正規教員を配置することとしている。

新採用職員を積極的に増やすとともに、正規教員が不足する地域には、広域人事異動による正規教員の配置に努めている。

このような取組により、学級担任を担う臨時講師の割合は本年度が 10.3%。「学級担任は原則正規教員配置」を人事異動方針で明文化した前年の 26 年度と比較して 2.5 ポイント下がっています。

今後とも、人材確保に努め、学級担任は原則正規教員が配置できるように、引き続き取り組んでいきたいと考えています。

(堤 県議)

現場の教育事務所や学校は担任について非常にきゅうきゅうとして探しているという状況でしょ。今後、具体的にどのような形で、原則的にすべての学級担任を正規に持っていこうというふうにしているんですか。再度答弁を求めます。

(教育長)

ただいま回答申し上げましたように、これを一気にやっていくという事は非常に厳しい状況にあります。そのため、先ほど申し上げましたようにこの原則という事に則って、正規採用職員を増やしていく、臨時職員の割り合いを減ら

していく。今、議員から人数を指摘して頂きましたけど、毎年全体としての定数が減る中で、この臨時職員の率をさらに下げているということは、正規職員・再任用職員等で、臨時職員のシェアを下げているということでもありますので、これをしっかり続けていきたいと思っています。

(堤 県議)

確かに定数も毎年先延ばしされてますから、そうでなく定数を増やすという努力をする中で、先ほど言った臨時職員の比率を下げていくというふうな事しかないと思いますから、是非それを実施して頂きたいと思います。

最後に大分県税条例等の一部改正についてお伺いします。

2018年度税制改正によって、個人所得課税の見直しが行われ、給与所得控除等から基礎控除へ10万円の振り替えが行われ、個人住民税の基礎控除が33万円から43万円となりました。本来、税制の基礎は「最低生活費非課税」が大原則となっています。43万円という数字はこの原則に合致しているのでしょうか。まず基本的な認識をお尋ねします。

また、国の税制改正大綱では、「所得情報を活用している社会保障制度における対応として、意図せぬ影響や不利益が生じないように適切な措置を講じる」と規定されています。例えば公営住宅の家賃減免など県に関わることについて、様々あると思いますけど、具体的にどのような措置を講じていくのでしょうか、答弁を求めます。

(総務部長)

まず、「最低生活費非課税」の原則です。

基礎控除は、他の控除と組み合わせて、一定の所得金額までは税負担が生じないという課税最低限を構成しているものです。

課税最低限については、近年の経済社会情勢の変化などを踏まえると、生計費の観点からのみでなく、個人所得課税を通じて公的サービスを賄うための費用を国民が分かち合う必要性などを踏まえて総合的に検討すべきものと考えている。

次に所得情報を活用している多制度への対応について。

今回の税制改正によって総所得金額等が増加することに伴い、社会保障制度等の他の制度において意図せざる影響や不利益が生じる可能性があります。そのようなことのないよう、各制度を所管する国の関係省庁の動向も踏まえつつ、適切に対応してまいりたい。

ご指摘のありました県営住宅の家賃減免等につきましては、今後国の政令改正等の状況をふまえて、検討を進めていきたいと考えています。

(堤 県議)

人的控除の基本的な考えは、やはり生計費非課税、これは大原則なんです。

基礎控除・扶養控除いろんな控除あるでしょ。その人的控除足していくことで、必要最低限、つまり課税最低限、税金がかからない。それくらいの生活をしていかなければできないわけです。

生計費非課税という原則、ここから生じている訳ですから。

公共サービスも確かにあるでしょうけど、原則は生計費非課税ですから。先ほど所得情報の関係で市町村もいっぱい色々ありますよね。減免の問題とか。市町村の対応・指導はどのようにされるのでしょうか。

(総務部長)

今回の税制改正の内容につきましては、税務課として県庁内の各課にも周知しておりますし、市町村につきましても今回の税制改正の内容についてしっかり周知してまいりたいと考えています。

(堤 県議)

市町村によって基準が違って判断するところもある。そういう事がないよう、是非、県として社会保障に連動しないというところはしっかりと指導して頂きたい。